

法定福利費の確保

法定福利費の確保 (①概要)

概 要

- 保険加入を促進するとともに、事業主負担分の労働者への賃金へのしわ寄せを防ぐため、法定福利費を確保し、下請業者に流れるようにするための取組を行う。
 - ・民間発注者への要請・周知
 - ・元請業者への指導
 - ・公共発注者におけるダンピング対策
 - ・重層下請構造の是正

発注者への周知徹底、元請業者への指導

- 民間発注者(デベロッパー、ハウスメーカーなど)・団体に対し、法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底する(発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン(平成23年8月))。
- 元請業者・団体に対し、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう徹底していくなど、法定福利費が下請業者まで適正に流れていよう周知徹底する(建設業者団体当て通知「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について(いわゆる「益暮通達」等))。
- 公共発注者である地方公共団体に対し、国と同等以上の水準でダンピング対策を実施するよう要請する。

法定福利費の確保 (②検討課題)

主な検討事項

○法定福利費を確保するため、請負業者の見積時に工事費の内訳を明示することが可能か。

- 民間工事の発注者・元請間や、元請・下請間、下請・再下請間では、トン単価・㎡単価による見積が一般的となっている中で、法定福利費のみを直ちに明示することは困難。
- 見積の方式を変更し、新たに法定福利費見込額を他の工事費等から別途切り分ける方式を業界全体に定着させることが可能か。
 - ・関係団体の取組(日建連・全建・建専連等の関係団体が一体となった取組)
 - ・請負業者に対する指導(見積を出す際には、法定福利費を工事費の内訳として明示することについて指導)

○契約上の法定福利費の別枠明示・精算の仕組みを構築し、実施することは、現段階において現実的に可能か。

[公共工事]

- 請負契約は、仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するものであり、工事目的物を完成させるために必要な使用人数・報酬額は、請負業者の責任で決められる。契約上、総価とは別に法定福利費を計上することにより、必要以上に請負業者を拘束することはできない。
- 予算決算及び会計令により、予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めることとされている。
(予算決算及び会計令第80条: 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。)

[民間工事、元請・下請間、下請・元請間]

- 請負契約は、仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するものであり、工事目的物を完成させるために必要な使用人数・報酬額は、請負業者の責任で決められる。契約上、総価とは別に法定福利費を計上することにより、必要以上に請負業者を拘束するのではないか。
(作業人数・報酬額の積み上げで対応する場合)
- 法定福利費は、消費税のように5%と一律に定められているものではなく、労働者の人数・報酬額により異なることから、請負業者では、下請業者の分を含めた経費をあらかじめ正確に見積もることが困難。
- 注文者(発注者、元請業者、下請業者)は、実績に応じた精算を行うため、請負業者から労務費の実績(使用人数、日数、支払報酬額)を報告させ、実際に現場に就労した人数・労働者の報酬額を確認することが必要となるが、就労履歴管理システムや国民IDがない中で、①全ての請負業者から支払った労務費の実績を正確に報告させること、②報告の内容が正しいかどうか確認することが困難。
(工事費に法定福利費割合をかけて対応する場合)
- 労働者の人数・報酬額に応じた正確な法定福利費の見積・精算が行われない。

過去に提言された法定福利費別枠措置の概要

○法定福利費別枠措置については、昭和63年に(社)建築業協会が提言したが、当時の情勢から日の目を見なかった。
 (「90年代の建設労働研究(三)－業界大手の推進しようとした「法定福利費別枠支給措置」の検証－」(平成11年 佐崎昭二建設労務安全研究会顧問)より)

1 当時の提言の概要

(1) 提言主体：(社)建築業協会資材・労務委員会

(2) 提言の背景：

- ・他産業の労働者と比較した場合、労働対価が低く、労働福祉が貧困
- ・若年労働者の確保が困難な状況、老齢化
- ・従来の直用労働者を再下請に分離する傾向

(3) 提言の概要

1) 目的：

- ・労働者の社会保険加入の基盤を整える
- ・不公正競争を是正し、適法処理業者を保護・育成する

2) 対象業種：

- ・型枠大工・鳶・土工・鉄筋・左官
- ・それ以外の業種は、元請の判断で追加可能

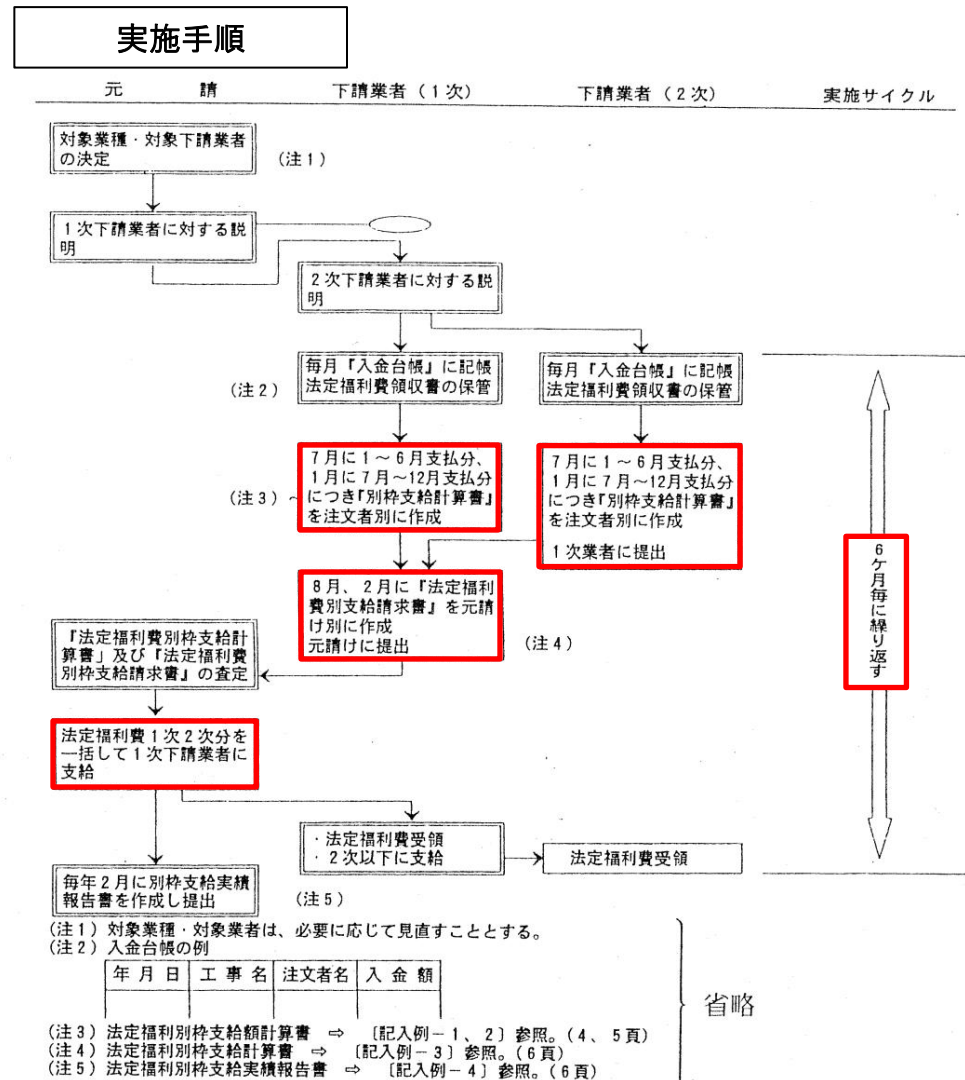
3) 基本スキーム：

- ・下請業者は、所定の時期に、法定福利費支給実績を元請業者に報告。
- ・各元請業者は、それぞれのシェア(例えば下請の完成工事高に占める当該元請業者に係る分のシェア)の割合で、法定福利費を別枠で後払いする(右図参照)。

2 実施されなかった理由

(『業界大手の推進しようとした「法定福利費別枠支給措置」の検証』より)

- ・元請業者も急な提案には対応できない状況にあった。
- ・低水準な社会保険加入の上にあらゆる建設労働問題が組み立てられていた。
- ・建設省もすぐ積算の改訂をする体制になっていなかった。
- ・建築協の提言を受けて土工協が行った調査の結果、事務量・手続等の煩雑さなど合意形成にはなお多くの検討が必要とされた。



社会保険未加入対策に関するヒアリング結果（法定福利費関係）

項目	総合建設業者(5企業)	専門工事業団体(15団体)
法定福利費の流れ	<p>○法定福利費の別枠支給は困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定福利費の別枠支給は、事務手続きが煩雑、膨大(企業A, B) ・個人精算は不可能(企業C) ・最終的には総価競争になるので意味がない(企業C) ・施主に対し、細かい内訳を出すと、安いところい合わせられる(企業D) <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定福利費は競争しないとすることが必要(企業E) ・発注者に対する国からの指導が必要(企業E) 	<p>○法定福利費の別枠支給が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定福利費の別枠計上が必要(団体A) ・労務費とは別に保険料をもらえるのであれば、保険加入が進む(団体C) ・見積書、注文書に管理費用を明確に示すべき(団体G) ・取り決め金額に乗じる、適切な社会保険料負担率を定めるべき(団体I) <p>○法定福利費の別枠支給は困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あるべき論としては別途支給が必要だが、実際は難しい(団体B) <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者に対して費用を出すよう、国からの指導が必要(団体A) ・保険料に関し、ゼネコン、発注者に理解を求められるようにしてほしい(団体G)。 ・下請へ適正な経費が支払える単価での発注を指導してほしい(団体J) ・特に民間工事について、ダンピング対策を実施してほしい(団体K)

8. 関係法令

8-2 社会保険・労働保険（法定福利費）について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられている。

具体的には、健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない、また、雇用保険については、建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

このため、受注者には、これらの保険料に係る費用負担が不可避となっている。

これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。

このため、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

5. 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、その他建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。特に、元請建設企業は、公共工事等については、平成20年11月より実施されている「地域建設業経営強化融資制度」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6において、下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定に違反しないよう指導に努めること。また、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

ダンピング対策について

低入札価格調査制度の活用

○契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる価格で入札があったときは、調査を行った上で、契約相手とするかどうかを判断。
(予算決算及び会計令第85条)

○この調査の基準となる価格について、工事の品質確保の観点から、平成20年4月、平成21年4月、平成23年4月の3度にわたり引上げ
(予定価格の70%~90%の範囲内で設定)

地方公共団体への要請

地方公共団体に対し、国と同等以上の水準となるよう要請。

※都道府県の35団体(74.5%)、
指定都市の10団体(52.6%)が
平成23年の計算式と同水準以上に見直し済み。
(平成23年9月1日現在)

予定価格等の事前公表の取りやめの要請

○予定価格等を事前公表すると、

- ・建設企業の見積努力を損なわせる。
- ・くじ引きによる落札件数が増加する。

→ 偶然による受注が増加することにより、
経営面、技術面で努力するインセンティブが低下

○地方公共団体に対し、事前公表を取りやめるよう要請

※都道府県における予定価格の事後公表への移行状況

(平成23年9月1日現在)

	H20.9.1	⇒	H22.9.1	⇒	H23.9.1
事後公表のみ	8団体		11団体 (+3)		12団体(+1)
事前と事後の併用 (試行を含む。)	7団体		16団体 (+9)		17団体(+1)
事前公表のみ	32団体		20団体 (△12)		18団体(△2)